

御殿場市市民協働型まちづくり推進指針

令和 3 年 4 月 1 日

御 殿 場 市



《目次》

1 はじめに	1
2 「市民協働型まちづくり」の基本的な考え方	2
(1) 「協働」の背景	2
(2) 「協働」の定義	3
(3) 「協働」で目指すまち	4
(4) 「協働」の課題	5
(5) 「協働」の進め方	6
(6) 「協働」の原則	7
3 「市民協働型まちづくり」を推進するための施策の方向性	8

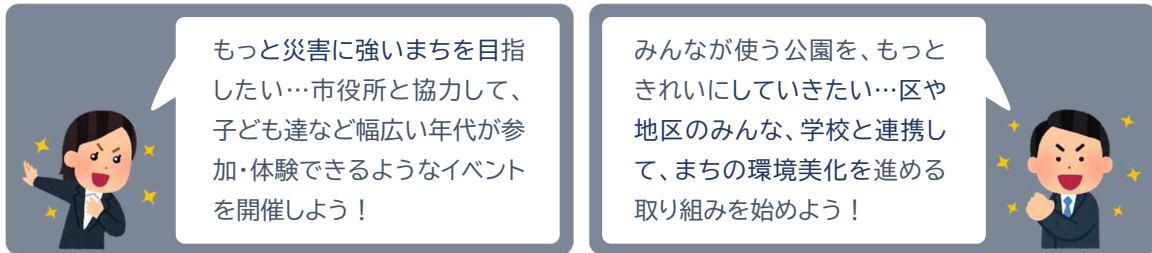
〔策定・改定履歴〕

- (1) 平成 17(2005)年 4 月 1 日 策定
- (2) 令和 3(2021)年 4 月 1 日 改定

1 はじめに

あなたは「協働(きょうどう)」という言葉を知っていますか？

「協働(もしくは「市民協働」)」を一言で言うと「みんなで力を合わせて同じ目的に取り組むこと」です。なかなか馴染みが薄い言葉かもしれませんが、「協働」の考え方や方法は、私たちのくらしの様々な場面で目にすることができます。



これも「協働」の一つの形です。自分たちの住むまちのことを誰かに任せてしまうのではなく、「どうすればもっと住み良いまちになるのか」をみんなで話し合っ、課題の解決に取り組んでいくことが、まさに私たちが目指しているまちづくりの姿です。

御殿場市は、地方分権の時代に対応した市民のためのまちづくりを目指しています。これまで本市では、「市民協働型まちづくり推進指針¹(以下「指針」という。)」と「市民協働型まちづくり推進プラン²(以下「プラン」という。)」に基づき、行政主体から市民参加型へまちづくりのあり方を変えていく「市民協働型まちづくり」の推進に取り組んできました。

「協働の推進」は本市の総合計画にも定められた重要施策の1つであり、「持続可能な開発目標(SDGs)³」においても地域社会における諸課題の解決を軸とした多様な主体による協働の必要性が示されています。

今回の指針の改定は、課題のとらえ方や協働の進め方などの基本的な考え方は変えずに、「市民協働型まちづくり」の考え方をより分かりやすく、イメージを膨らませるよう見直したものです。あわせて、「市民協働型まちづくり」推進のための具体的な行動計画はプランにおいて定めることにするなど、これまで曖昧であった指針とプランの役割分担を明確にしました。なお見直しにあたっては、市民と行政でつくる「市民協働型まちづくり推進協議会」において検討を進めました。

「協働」について知り、改めて考えるとともに、みんなにとってより住み良いまちとなるように協働のまちづくりに取り組んでいきましょう。

¹ 御殿場市市民協働型まちづくり推進指針 「市民協働型まちづくり」の推進のための基本的な考え方を示す。

〔平成17(2005)年4月策定、令和3(2021)年4月改定〕

² 御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン 「市民協働型まちづくり」の推進のための具体的な行動計画を示す。

〔平成19(2007)年4月策定、以降5年毎に改定〕

³ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs) 平成27(2015)年の国連総会で採択

2 「市民協働型まちづくり」の基本的な考え方

(1) 「協働」の背景

「協働」が求められるようになった背景は、主に以下の2つに整理されます。

1 市民ニーズの多様化と行政の役割

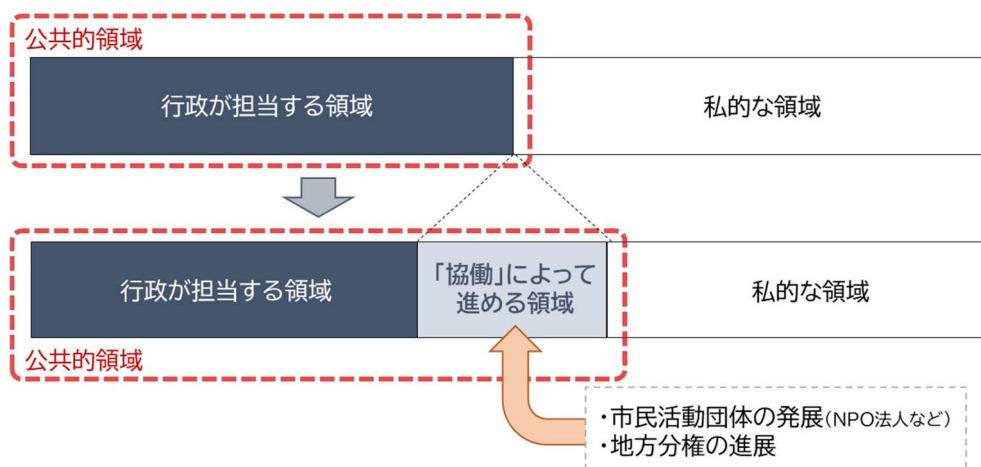
私たちの暮らしや社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、市民ニーズが多様化し、新しい公共的な課題も生まれています。

一方で人口減少・少子高齢化はより切迫した課題となり、頻発する大規模な災害等への対応も求められるなど、地方分権や財政危機など行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、行政だけにできることには限りがあります。

この「市民ニーズの多様化」と「行政の役割」という課題に対して、求められるのは「市民の力」です。地域でできることは地域の自主性や主体性に任せ、市民活動団体や企業など民間に任せの方が良いものは民間に任せる。そして市民と行政がお互いに補完・協力し合いながら政策を進めていくという、新たなまちづくりのスタイルを構築していく必要があります。

2 市民が「本当に求めるまち」の実現

地方分権の進展により、国が何でも決めるのではなく、それぞれの地域の実情に合った政策を進めることができるようになりました。限られた行政資源を効果的に活用し、個性豊かなまちづくりを進めていくためには、「公共的なことは行政が担う」というこれまでの考え方を転換し、このまちに関わる様々な主体が地域の課題を「自分のこと」として考え、ともに知恵を出しあい、地域にふさわしい政策をつくり、実行していく必要があります。



公共的領域の拡大のイメージ

(2)「協働」の定義

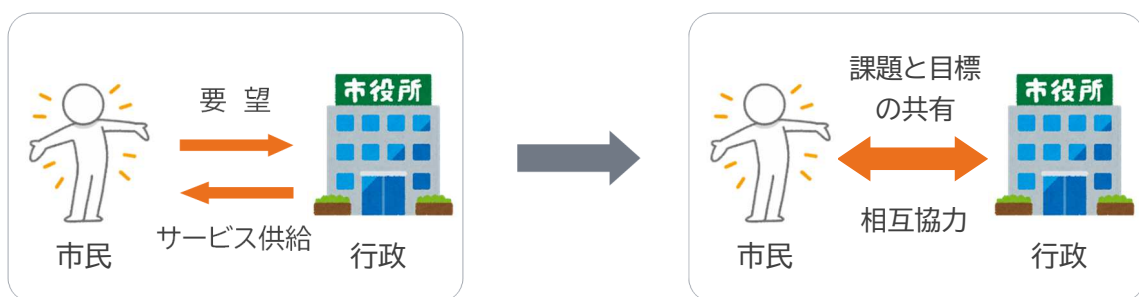
「協働」という言葉は、辞書では「同じ目的のために協力して働くこと」(大辞林)とあります。地方自治や行政の用語では「市民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われています。

協働の最も基本的な形として、地域社会で住民同士が協力して地域の生活環境を維持していく活動(区や地区の活動など)があります。また市民活動団体(任意団体、NPO 法人など)や企業などの様々な主体により、公共的な課題を解決するための取り組みも行われています。

このような状況をふまえて、この指針では、「協働」を「個人としての市民、区や地区、市民活動団体、企業、行政など、このまちに関わる様々な主体が、まちづくりの理想と志を共有し、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むこと」と定義します。

そして特に「市民※」と行政が協働するまちづくりのあり方を「市民協働型まちづくり」と呼ぶことにします。

※ この指針でいう「市民」とは、本市の在住者だけでなく、在学、在勤のほかこのまちに関わる全ての方、また区や地区、市民活動団体や企業なども含むものとします。



従来の市民・行政の関係

「市民協働型まちづくり」での市民と行政の関係

市民と行政の関係の変化

NOTE 1

「市民活動団体」ってなんですか？

「市民活動」は、市民が主体的かつ継続的に取り組む、営利を目的としない活動のことです。具体的には、区や地区の活動、消防団活動や、子育て、介護、環境、文化などの公共的な課題の解決に向けた取り組みが該当します。

(例えば、子ども食堂の運営、高齢者の居場所づくり、富士山の環境保全など)

「市民活動団体」とは、このような市民活動に継続的に取り組む組織・つながりです。この指針では特に任意団体・NPO 法人などの目的・目標の繋がりによってつくられた組織・つながりのことを「市民活動団体」と呼ぶことにします。

(3)「協働」で目指すまち

「協働のまちづくり」は、地域の課題をみんなが「自分のこと」として考えることから始まります。
あなたは将来、どのようなまちに住みたいですか？



NOTE 2

「協働」を進めることで、どんなことが実現できるんですか？

「協働」によって地域の課題解決に取り組むことで、以下のような効果が生まれます。

「市民」にとって

- ①きめ細かなサービスが実現し、より住み良いまちになる
- ②地域のことを地域のみみんなで考える意識・つながりが強くなる
- ③市民活動団体や区・地区などの安定・自立につながる

「行政」にとって

- ①多様な市民ニーズに応えられる
- ②より効率的・効果的な行政経営が実現できる
- ③「市民のための個性豊かなまちづくり」が実現できる

(4)「協働」の課題

「市民協働型まちづくり」を推進していくためには、以下のような課題に取り組み、市民と行政がともに変わっていくことが必要です。

1 協働の理念を育てる

協働型の社会を構築していくためには、市民と行政がともに「御殿場をもっとよいまちにしていこう」というまちづくりの方向性や理想を共有することが必要で、このまちに対する愛着や協働の理念を育てていくことが重要です。

2 より開かれた行政経営

協働の基盤として、情報公開と情報の共有が不可欠です。また、政策の形成や事業実施段階でできるかぎりの市民参加・参画を行い、開かれた行政経営とすることが重要です。

3 市民と行政の意識改革

協働には市民と行政の相互の信頼関係が不可欠です。そのために、市民と行政それぞれの意識改革が求められます。

4 市民活動を支援する

区や地区、市民活動団体など、市民の組織的な活動を支援し、育成していくことが必要です。

5 協働の裾野を広げる

地域活動や市民活動に参加していない市民に対しても、協働の重要性を理解してもらい、活動に参加できるような仕組みづくりが必要です。

6 地域の活動を知る

区や地区の活動に関する情報を地域住民が共有できる仕組みを整えることが必要です。

NOTE 3

「協働」は行政の経費削減が目的なんですか？

昨今の厳しい財政状況のもと、行政の経費削減は重要な課題ですが、「協働」は行政の経費削減のために行うものではありません。

「市民協働型まちづくり」は、「みんなが大切にしたいことや、そのためにどうすべきかを、みんな考えて、実践し、解決していく」という地方分権の時代に対応したまちづくりを進めることを目的としています。

(5)「協働」の進め方

「市民協働型まちづくり」の進め方には様々な形がありますが、以下の 3 段階に整理できます。また、これらの 3 つの段階を複合して事業を実施する場合があります。

1 施策提案や企画段階の協働

新たな施策の立案・企画にあたっては市民の柔軟な発想が生かされることが大切です。従来のように行政の提案に対して市民が意見を述べる形の市民参加だけではなく、市民と行政が問題把握の段階から話し合って施策を考え、事業の企画ができる仕組みが必要です。



2 事業実施における協働

事業実施段階では様々な形の協働が考えられます。市民だけ、行政だけでそれぞれ事業を行うよりも協働で実施した方がより効果的・効率的だと考えられる事業については、「市民協働型まちづくり事業」として位置づけるなど必要な施策を講じていくことが求められます。



3 施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働

従来は行政と関連団体しかできなかった施設管理に対して、指定管理者制度が導入されるなど、市民や企業が行政の担ってきた役割の一部を分担できるようになってきました。行政サービスとして継続的に行われている事業、施設の管理等についても、協働の視点から見直して、積極的に協働による運営に切り替えていくことが求められます。



NOTE 4

どういうときに「協働」するんですか？

「市民協働型まちづくり」は特別な事業にだけ適用される考え方ではありません。市民と行政が互いに「どのようにすればより市民のためになるか」を考え、話し合い、協働の可能性を常に考えていきましょう。

「区や地区、市民活動団体の力をもっとまちづくりに取り入れられないかな？」

「自分たちの専門性をもっとみんなのために生かせないかな？」

(6)「協働」の原則

「市民協働型まちづくり」を推進するために、以下の8つを協働の基本原則として定め、事業に取り組めます。

1 目標共有の原則

市民と行政はまちづくりの目標や理想を共有して事業に取り組むこと。

2 自主性の原則

市民の活動は決して強制されるものではなく、あくまで自主的・主体的であること。

3 自己決定・自己責任の原則

市民の活動は自らが決定し、自らの責任において行うこと。

4 対等の原則

市民と行政は対等の立場で協力し合い、市民を行政の下請けとして利用しないこと。

5 補完の原則

市民と行政はお互いの役割を理解し、助け合うこと。

6 信頼の原則

市民と行政はお互いに信頼関係の構築に努めること。

7 情報共有の原則

行政は情報公開だけでなく積極的に情報提供をしなければならず、市民と行政が情報共有のもとに取り組むこと。

8 公開と評価の原則

協働の活動内容及び成果を評価するとともに、広く市民に公開すること。

NOTE 5

どうして「協働」の原則を定めるんですか？

「市民協働型まちづくり」では、市民と行政が「協働のまちづくり」に取り組む上で守るべき事項を定め、お互いが遵守することが必要です。上記のように「協働」の原則を定めるのは、以下のような理由があります。

- ①市民と行政の関係はどうしても行政の力が強くなりがちであり、市民が行政の下請けのような関係である場合が少なくない一方、市民が行政に依存したり、市民の「思い」を行政に一方的に押し付けたりするなど、相互に対等な協力関係が築き難いため。
- ②市民と行政の関係は不公正なものであってはならないため。

3 「市民協働型まちづくり」を推進するための施策の方向性

市民協働型まちづくりを推進するためには、広く市民が「協働」や市民活動に興味を持ち、また市民活動が始めやすく続けやすいものになるように環境を整え、支援していく取り組みが重要です。

以下に市民協働型まちづくりを推進するための施策の方向性をまとめました。

1 「協働」の機運を高める

地域の課題を「自らのこと」として考え、その解決に取り組んでいく個人や団体の活動が協働のまちづくりを支えます。みんなが「協働」について知り、市民活動団体などの活動に興味を持ってもらえるように、情報発信・共有や啓発活動などにより協働のまちづくりを盛り上げていきます。

- 1 「協働」「市民協働型まちづくり」の周知
- 2 「市民活動団体」などの活動の周知
- 3 協働の裾野を広げる取り組み

2 「協働」を支援する

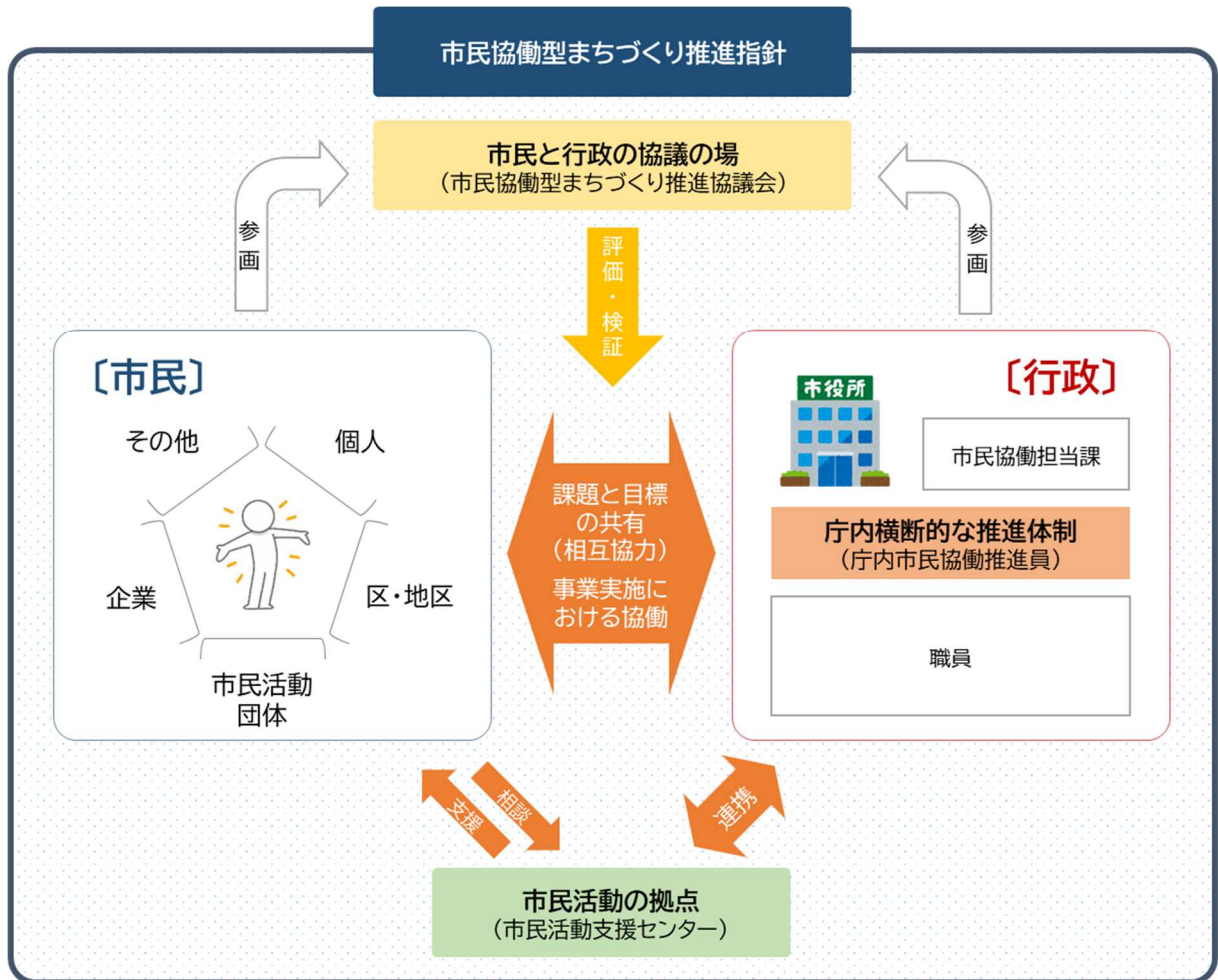
市民活動団体などの活動が持続可能なものとなるように、団体やその活動を盛り上げていくことが必要です。活動の担い手となる人材の育成や、団体の活動に対する支援、また、市民と行政が協働で行う事業に対する支援などを行います。

- 1 人材の発掘・育成
- 2 市民活動団体に対する支援
- 3 活動・事業に対する支援

3 「協働」を支える基盤をつくる

「市民協働型まちづくり」を担う行政の意識改革や、庁内横断的に協働を進めるための体制づくりが必要です。また、市民と行政が市民協働型まちづくりの推進に関する事項を協議する場を設けるなど、協働によるまちづくりを進めます。

- 1 行政の意識改革、体制づくり
- 2 市民と行政の協議の場の設置
- 3 開かれた行政経営



市民協働型まちづくり推進体制のイメージ